平成２９年（フ）第６１０号
愛知県東海市養父町里中38番地　アルテス佐野（306号）、開始決定時の住所愛知県東海市加木屋町畑尻179番地の１
破産者　金田成顕こと　金　　成顯
１　決定年月日　平成30年１月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１２３７号
名古屋市西区庄内通４丁目15番地の１　ヴィラカレッジウエスト301号、開始決定時の住所名古屋市中村区名駅南２丁目９番22号　笹島寮
破産者　松田　勝彦
１　決定年月日　平成30年１月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１３８０号
名古屋市中区大須２丁目18番55号　ダイアパレス大須第２　703号
破産者　金子由利子
法定代理人保佐人　森田　祥玄
１　決定年月日　平成30年１月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１４１５号
愛知県北名古屋市鍛治ケ一色西２丁目146番地　サンリット205号室
破産者　白髭　咲帆
１　決定年月日　平成30年１月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１４２７号
愛知県清須市春日夢の森72番地　ジエルメ夢の森101
破産者　藤井　幸良
１　決定年月日　平成30年１月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第２９６号
京都市山科区大宅中小路町35番地10
破産者　小野寺雅美
１　決定年月日　平成30年１月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第８５２号
京都市山科区大宅御供田町34番地、前住所京都市伏見区平野町47番地
破産者　青井　清忠
１　決定年月日　平成30年１月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第１３１号
和歌山市堀止西２丁目12番33号
破産者　石本　浩敏
１　決定年月日　平成30年１月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２９年（フ）第２２３号
和歌山県海南市船尾131番地31
破産者　木下あつし
１　決定年月日　平成30年１月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２９年（フ）第８１７号
広島市安佐南区伴南１丁目５番30―14―1406号
破産者　大山　健一
１　決定年月日　平成30年１月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第７５号
長崎県長崎市上戸石町2130番地170
破産者　河内　梨恵
１　決定年月日　平成30年１月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第１９４号
長崎県西彼杵郡時津町久留里郷393番地２　久留里アパート202
破産者　小川　義雄
１　決定年月日　平成30年１月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第１６９号
大分県津久見市入船西町３番１号
破産者　吉岡　輝彦
１　決定年月日　平成30年１月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２９年（フ）第４１３号
鹿児島県いちき串木野市東島平町281番地
破産者　林　　孝明
１　決定年月日　平成30年１月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２９年（フ）第２００号
北海道旭川市永山６条10丁目１番２号
破産者　切無澤光夫
１　決定年月日　平成30年１月11日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第１７２号
青森県東津軽郡平内町大字小湊字新道109番地24
破産者　菊地　紀明
１　決定年月日　平成30年１月11日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第５７号
秋田県能代市中和１丁目８番46号
破産者　宮野　文明
１　決定年月日　平成30年１月11日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所能代支部

平成２９年（フ）第８５６号
横浜市西区浜松町２番10号　サンシティ藤棚105号
破産者　小澤　利崇
１　決定年月日　平成30年１月11日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部